

内部通報取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人米沢弘和会（以下「法人」という。）の役員及び評議員及び職員からの組織的又は個人的な法令違反行為、法人諸規程に違反する行為、反倫理的行為（以下「コンプライアンス違反行為」という。）並びにそれと疑われる行為等に関する通報（相談を含む。以下同じ。）の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

(適用者)

第2条 通報窓口の利用者は、法人の全ての役員及び評議員及び職員（正職員及び準職員、パートタイム職員、派遣職員を含む。以下同じ。）・退職者とする。

(窓口)

第3条 法人管理本部内に通報を受け付ける通報窓口を設置する。

(通報義務)

第4条 役員及び評議員及び職員・退職者は、コンプライアンス違反行為が発生並びにその恐れがあると判断した場合、まずは当該部署内において報告・相談を行うことにより、その是正・解決を図ることに努め、それが困難又は不適切と考えられる場合、速やかに通報窓口へ通報するものとする。

(通報方法)

第5条 通報窓口の利用方法は、電子メール・電話・書簡及び面会とする。

(通報の内容)

第6条 通報の内容は、法人の事業活動に関するコンプライアンス違反行為並びにそれと疑われる行為とする。

2 個人的な意見、不平不満、批判等の誠実な通報と認められないものは、扱われない。

(調査)

第7条 通報窓口担当者が通報を受理した場合、速やかに内容に関する事実関係の調査を開始する。

2 通報内容が重大もしくは重大な事態に発展する可能性があるときは、執行役員会に報告し、以後の調査方法についての指示を仰ぐものとする。

3 執行役員会は、調査内容に応じて調査チームを設置することができる。

(調査協力)

第8条 通報内容の事実関係の調査について、調査の対象となった部署や関係者は、協力を求められた場合、調査に協力しなければならない。

2 前項の調査に協力を求められた者は、事実の隠蔽、歪曲あるいは虚偽の証言等不誠実な対応をしてはならない。

(調査後の措置)

第9条 調査が終了したときは、執行役員会に経過と結果を報告する。但し、通報者の氏名等の通報者が特定できる情報は、通報者の同意がない限り原則として開示しない。

2 執行役員会は、緊急を要する事項及び経営に重大な影響を与えると認められる事項がある

場合は、理事会へ速やかに報告する。

- 3 コンプライアンス違反行為が重大かつ悪質な場合は顧問弁護士と協議の上、理事長は必要に応じて、関係行政機関への報告、公益を損なわないための報道機関等を通じての公表をはじめ、刑事告発等の検討を速やかに行わなければならない。

(是正措置)

第10条 調査の結果、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合、法人として速やかに是正措置及び再発防止を講じなければならない。

(懲戒処分)

第11条 調査の結果、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、役員・評議員は社会福祉法及び法人定款に基づき、職員は就業規則に基づき処分を決定する。

(通報者の保護)

第12条 法人は、コンプライアンス違反行為につき通報したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

- 2 法人は通報したことを理由として、職場環境が悪化することのないように適切な措置を執らなければならない。
- 3 内部通報の内容に通報者自身も関与しており、自主的に通報した者に対しては、処分を減免することがある。

(利益相反関係の排除)

第13条 相談業務または通報業務に携わる者は、自らが関係する違反行為等についての相談および通報の処理に関与してはならない。

(守秘義務)

第14条 この規程に定める業務に携わる者・通報者・被通報者及び調査対象者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を含むその他の情報について、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

(通知)

第15条 通報窓口担当者が通報を受けた場合、速やかに通報者に対し受理した事実を伝え、その後の調査結果及び是正措置について、被通報者のプライバシーに配慮のうえ、通知しなければならない。但し、通報が匿名でなされたものである場合は除く。

(不正の目的)

第16条 通報者は、虚偽の通報・個人的利益を謀る目的や他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的を持った誠実性に欠ける通報を行ってはならない。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。